

平成 23 年 11 月 29 日

住宅局建築指導課

三菱電機ビルテクノサービス(株)が定期検査等を行ったエレベーターの 緊急点検の結果について

平成 23 年 7 月 26 日に東京メトロ平和台駅エレベーターにおいて発生した、三菱電機ビルテクノサービス(株)が保守を行っていたエレベーターのワイヤーロープの破断をうけ、平成 23 年 7 月 29 日付けで特定行政庁に緊急点検を要請しました。

このたび結果をとりまとめましたのでお知らせします。

1. 緊急点検の対象

三菱電機ビルテクノサービス(株)が定期検査等を行ったエレベーターで、平成 23 年 7 月 26 日を保守点検契約期間に含むもの。

2. 緊急点検の結果

緊急点検の結果は次のとおり。(都道府県別の集計結果は別紙参照)

(平成 23 年 10 月 14 日時点)

緊急点検対象台数	183,031 台
点検を実施し、結果が報告されたものの台数	183,000 台
点検の結果、「指摘なし」とされたものの台数	182,922 台
点検の結果、「要重点点検 ^{※1} 」とされたものの台数	72 台
点検の結果、「要是正 ^{※2} 」とされたものの台数	6 台
うち、主索を交換したものの台数	6 台
休止中等により、点検が未実施のもの	31 台

※1 要重点点検・・・次回の検査までに「要是正」に至るおそれが高い状態であり、所有者等に対して日常の保守点検において重点的に点検するとともに要是正の状態に至った場合は速やかに対応することを促すもの。

(例) 錆が著しいこと

※2 要是正・・・修理や部品の交換等により是正することが必要な状態であり、所有者等に対して是正を促すもの。

(例) 錆びが著しい場合で、1 構成より 1 ピッチ内の素線切れが 2 本を超えていること

※主索に関する緊急点検は、特定行政庁が法第 12 条第 5 項に基づき、当該エレベーターの所有者等に対し、結果の報告を求めることにより実施。

三菱電機ビルテクノサービス(株)によると、要重点点検とされたもののうち錆が著しいものについては、ロープテスターにより主索の検査を実施し、当面の使用について安全上支障がないことを確認しているとのことであるが、今後、保守点検において重点的に点検するとともに、順次主索の交換を進めていくとのことである。

(平成 23 年 11 月 18 日までに、要重点点検の 72 台の内、22 台の主索を交換済とのことである)

3. 国土交通省の対応

要重点点検とされたエレベーターについて、日常の点検において重点的に点検するとともに要是正の状態に至った場合は速やかに交換を行うよう特定行政庁を通じて指導を行った。

問合せ先

国土交通省住宅局建築指導課昇降機等事故調査室 課長補佐 川崎 伸義

代表 03-5253-8111 (内線39572)

夜間直通 03-5253-8951